

新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金交付要綱

令和5年3月16日要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号（以下「法」という。））第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）として新たに事業所を開設するための経費に対し、予算の範囲内で新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新ひだか町内の介護支援専門員不足を解消し、要介護者等の居宅サービス等の提供体制の維持及び継続を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者（以下「対象者」という。）は、新規に日高中部広域連合長から事業者の指定を受けた、新ひだか町に主たる事務所を有する事業者で、次の各号に掲げる意志のある者とする。

- (1) 補助金の交付後、事業者として1年以上運営する者。
- (2) 町が実施する介護予防ケアマネジメント業務等の委託や、地域包括ケア推進会議等の地域共生社会の実現に向けた事業に協力する者。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 この補助金の対象経費及び補助額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 居宅介護支援事業者開設事業計画（実績）書（別記様式第2号）
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出期限は、事業者が日高中部広域連合長から指定を受けた日の翌日から起算して12箇月以内とする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金変更承認申請書（別記様式第6号）に関係書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の3を超えないとき。

(2) 補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第7号）に関係書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、第10条の規定により補助金の額が確定した後交付するものとする。ただし、町長が補助事業上必要があると認めたときは、概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定による概算払を受けようとするときは、新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金概算払申請書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認める場合には、補助金の概算払を決定し、新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金概算払決定通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該補助事務が完了したときは、新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金実績報告書（別記様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 居宅介護支援事業者開設事業計画（実績）書（別記様式第2号）

(2) 前号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、事業が適

正に遂行されたと認められた場合には、補助金の額を確定し、新ひだか町居宅介護支援事業者開設補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の取消し）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補 助 対 象 経 費	補助上限額
居宅介護支援事業を開設するために必要な手数料、備品購入費	130万